

安城市民間保育所等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により設置された保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項により設置された幼保連携型認定こども園に勤務する職員の処遇及び施設の運営改善を図るため、予算の範囲内で交付する安城市民間保育所等補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市社会福祉法人助成手続条例（平成19年安城市条例第3号）及び安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員配置基準 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号）別紙2Ⅱ1（2）又は別紙4Ⅱ1（2）の規定により充足する必要がある職員の配置基準をいう。
- (2) 基準保育士 施設を利用する児童の数を基に職員配置基準により算定した当該施設に配置すべき保育士をいう。
- (3) 基準保育教諭 施設を利用する保育認定子どもの数を基に職員配置基準により算定した当該施設に配置すべき保育教諭をいう。
- (4) 教育標準時間認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に掲げる子どもの区分に該当するとして認定を受けた子どもをいう。
- (5) 保育認定子ども 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる子どもの区分に該当するとして認定を受けた子どもをいう。
- (6) 委託費等年額（人件費） 子ども・子育て支援法附則第6条第1項に規定する委託費（以下「委託費」という。）の額又は同法第27条第3項第1号に掲げる額（以下「公定価格」という。）のうち人件費に相当する額（処遇改善等加算（処遇改善等加算の加算が停止された場合は、当該年度の当初において愛

知事知事が承認した加算率により処遇改善が加算されたものとした金額)を含む。)をいう。

(補助事業及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の種類、内容、経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金の額等は、別表のとおりとする。

(補助金の使途)

第4条 補助金は、補助対象経費以外の経費に流用してはならない。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助対象経費の算出に関する書類
- (3) 歳入歳出予算書

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、補助金の交付を適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、規則第5条第1項の補助金等交付決定通知書により申請者に通知する。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため条件を付けることができる。

(変更申請の手続)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助事業の計画等を変更しようとするときは、規則第7条第1項の補助事業等計画変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、補助事業の完了(廃止し、又は中止した場合を含む。以下同じ。)後に交付する。ただし、補助事業の種類、進捗状況等を勘案し、市長が特に理由があると認めるときは、補助金の全部又は一部を前渡しすることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い期日までに、規則第8条第1項の補助金等実績報告書を提出しなければならない。この場合において、補助金等実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 歳入歳出決算書
- (3) 完了写真（管理費及び整備費に限る。）
（事業遅延の報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書面を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助対象経費以外に使用したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。
- (4) その他規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

（関係書類の整備）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、これを補助事業完了後、5年間保管しておかななければならない。

（検査等）

第14条 市長は、補助事業の適正な執行を期するため、必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（検討）

第15条 市長は、平成30年3月1日から3年を経過するごとに、この要綱に基づく補助金の交付の状況について検討を加え、その結果に基づいて、この要綱について必要な改正を行うものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年6月1日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

(中略)

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行し、改正後の安城市民間保育所補助金交付要綱の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年3月1日から施行し、改正後の安城市民間保育所補助金交付要綱の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年3月1日から施行し、改正後の安城市民間保育所補助金交付要綱の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年3月10日から施行し、改正後の安城市民間保育所補助金交付要綱の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月5日から施行し、改正後の安城市民間保育所補助金交付要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行し、改正後の安城市民間保育所補助金交付要綱の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月16日から施行し改正後の安城市民間保育所補助金交付要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行し、改正後の安城市民間保育所補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行し、改正後の安城市民間保育所補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行し、改正後の安城市民間保育所補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行し、改正後の安城市民間保育所補助金
交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。